

特定商取引法に関するクーリング・オフの文例

暴力団などによる書籍、機関誌、情報誌などの不当な購読要求が、相変わらず後を絶ちません。また、訪問販売で電化製品を購入したが、契約書面の受け取りから8日間以内なので契約・申込みを撤回したい、といった相談があります。クーリング・オフの文例を紹介しますので、泣き寝入りをすることなく解約手続きをしてください。

<電話勧誘販売で契約した場合>

私は貴社の□□□□氏（注1）から電話で勧誘され、下記の購入契約（承諾、申込）をしましたが解約（撤回）します。（注2）

契約年月日 平成□年□月□日（注3）

書面の受取日 平成□年□月□日

私が支払った代金○円は、返金して下さい。（注4）

（受け取った書籍はお引き取り下さい＝注5）

平成□年□月□日

東京都○○区○○町○丁目○番○号

契約者 □□□□印（注6）

東京都○○区○○町○丁目○番○号 ○○ビル（注7）

株式会社 □□□□□御中

※通知書記載上の注意

注1 セールスマンなどの氏名はなくても可。特定商取引法が適用されることを記載すればよい

注2 解除の理由を一切書く必要はないが「都合により」等と記載してもよい

注3 契約日又は申込（承諾）日を書く。書面の受取日が異なるときは書面の受取日を合わせて書くとよい

注4 支払ったお金は全額返還請求できる。販売業者は解約手数料等の請求はできない。

注5 商品は販売業者の責任と費用で引き取りを請求することができる

注6 文字の訂正等がある場合は印鑑が必要なので、内容証明郵便を出すような

場合には、印鑑を持参するとよい

注7 通知書は契約書記載の販売業者宛に送付する。クレジットを利用した場合は、販売業者に送付した通知書のコピーを添付して、クレジット会社にも契約を解除したことを通知しておくとい

～ 「暴迫 東京ネットワーク」より引用 ～